

社会福祉法人紫山福社会役員等の報酬及び費用弁済に関する規程

(趣 旨)

第1条

この規程は、社会福祉法人紫山福社会定款（以下「定款」という）第8条及び第10条の（2）第21条の規定の基づき、社会福祉法人紫山福社会（以下「法人」という）役員等の報酬及び費用弁済について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。
また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条

- (1) 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- (2) 定款第21条に規定する報酬は、勤務実態のない役員については支給しない。

(報酬の額)

第4条

- (1) 法人役員が役員会に出席する時、1回につき一律3,000円、総額500,000円以内を報酬として支給する。ただし、この中には交通費実費弁済分も含む。
- (2) 法人役員が法人に関する業務のため市内出張する時、1回につき一律3,000円を報酬として支給する。ただし、この中に交通費実費弁済も含まれる。
- (3) 法人監事が年度末に、当法人の決算につき会計並びに理事の業務について内部監査を実施するときは、その業務量を鑑み監査報酬として1回につき一律9,000円を支給する。この中に交通費実費弁済分も含まれる。

(理事長等の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、一律3,000円を支払う。

付 則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

平成30年11月一部改正、

令和1年7月1日より施行する

令和元年12月1日より施行する